



2024年9月20日

上田市長 殿

長野県上田市古里777-3

株式会社 野村屋

代表取締役 野村 健太

## 意見に対する回答報告書

施設の設置場所	上田市古安曽字中村3935番1
事業区域の面積	945.40m <sup>2</sup>
施設の合計出力	49.50kW
意見課	農業委員会事務局 環境政策課 農地整備課 管理課 土木課 建築指導課 都市計画課（公園緑化景観担当、調査計画担当）

農業委員会事務局	1	農地法第5条の申請をお願いします。
	1	承知致しました。
環境政策課	1	周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元に周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。
	1	発電所設置後はフェンスの門扉へ事業者及び管理者の情報を掲示いたします。万一苦情等が発生した場合には協議し対応いたします。工事中の際には看板を設置し連絡先を掲示いたします。
回答	2	感電、破損等が起らないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処(感電、有害物質等への対策)を適正に行ってください。
	2	基準風速30m/秒（建設省告示1454号）に則り架台パネルの設計施工を行い、強風等による事業地外への流出を防止いたします。発電施設周りはフェンスを設置しパネル等が容易に触れられないようにいたします。パネルに含まれる有害物質につきましてはJPEA（一般社団法人太陽光発電協会）より規定されている基準値0.1wt%以下の物を選定し使用いたします。
回答	3	反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。
	3	向きや設置角度を検討し、太陽光パネルは低反射コーティングを使用したものを選定いたします。苦情が発生した場合は協議を行い早急に対応いたします。

農地整備課	1	農業用施設に影響があるようでしたら、協議を宜しくお願ひします。
回答	1	承知致しました。
管理課	1	官地内で工事や通行制限を行う場合は申請書の提出をお願いします。
回答	1	承知致しました。
土木課	1	降雨時土壌が決壊し市道への土砂を流出させないよう施工すること。また、流出させた場合は対応すること。
回答	1	承知致しました。土壌が決壊した場合は早急に補修を行い、自治会と協議を行い対応いたします。
	2	土壌の上にフェンスを設置する場合、現地盤より下に沓石を設置すること（市道への転倒防止）。
回答	2	根入れ部分が通常500mm～600mmの所、土壌上への設置につきましては、土壌の高さが200mmになりますので700mm以上の根入れをし強度を確保し転倒防止を致します。
建築指導課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条第1項第1号から第4号の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様）
回答	1	承知致しました。
	2	南側：建築基準法第42条第2項道路に該当します。2項道路の道路後退内には通行を妨げるような工作物、建築物等は設置できませんのでご注意ください。
回答	2	道路中心より2m以上後退した箇所へフェンスを設置いたします。
都市計画課 公園緑化景観担当	1	太陽光発電モジュールの面積が500m <sup>2</sup> を超える太陽光発電施設の設置は、景観法及び上田市景観計画に基づき景観計画区域内行為届出書の提出が必要です。行為着手の30日前までに提出してください。
回答	2	合計モジュール面積になりますが、480.48m <sup>2</sup> になりますので該当いたしません。
都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
回答	1	承知致しました。
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
回答	2	承知致しました。
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分にお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
回答	3	承知致しました。

	4 工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
回答	4 承知致しました。